

大正期における青年会

大正期における青年会

—和歌山県域の場合—

安
藤
精

一

はじめに
目次
むすび

- 一、大正時代の政府の青年対策と県の対応
- 二、大正時代の青年会

はじめに

本稿は前々回の本紀要第二十六号の「若者組から青年会の成立—和歌山県域の場合—」ならびに同第二十七号「明治期における青年会—和歌山県域の場合—」の続編をなすもので、大正時代の青年会に対する政府および県の対策を明らかにし、青年会の一般的動向を新聞記事を中心として述べることにした。

筆者自身にのこされた課題として、次回に和歌山県内の村の地域を限定して現地の史料により明治から大正時代のこの問題を詳細にとりあげる予定である。

一、大正時代の政府の青年対策と県の対応

大正四年九月十五日に内務大臣・文部大臣が、内務省・文部省訓令を出した。

「青年団体ノ設置ハ今ヤ漸ク全国ニ洽ク其ノ振否ハ國運ノ伸暢地方ノ開発ニ影響スル所殊ニ大ナルモノアリ」と認識し、「地方當局者ハ須ク此ニ留意シ地方實際ノ情況ニ応シ、最モ適実ナル指導ヲ与ヘ以テ團体ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ケシムルコトヲ期スヘシ」とする。⁽¹⁾

大正九年一月十六日に、内務省・文部省の訓令が出された。「青年団体ノ実績近來漸ク見ルヘキモノアルハ邦家ノ為洵ニ喜フヘキ所ナリ」とあり、「益々其ノ内容ヲ整理シ實質ヲ改善シテ健全ナル發達ヲ遂ケシムルニハ」と發達を認めるが、さらに發達させるために、組織を自治的にするようにつとめ、「團体ノ事ヲ統フル者」は團體員の中から推举することを本則とすべきとしたのは注目される。⁽²⁾

さらに大正九年十一月二十四日に内務省・文部省の訓令が出た。全国青年団代表者が明治神宮に参拝するにあた

り、東宮殿下の令旨がだされ感激に勘えずとし、青年団の発達は「近時見ルヘキモノアリト雖」と認識するが、内外の情勢から、「更ニ一段ノ精采ヲ加ヘシムルノ要アリ」とし、責任を自覚し、「将来国運ヲ扶翼スルノ意氣」をさかんにし、「自主自立ノ精神」をもって修養し、「健全ナル国民善良ナル公民タルノ素質ヲ充実シ協力一致団体ノ美ヲ遂」⁽³⁾けしめるよう達した。

大正十四年五月十二日の内務省・文部省の訓令は天皇陛下結婚満二十五年の祝儀にあたり、男女青年団体の「事業奨励」のため内帑金七十五万円が下賜され、「男女青年ノ修養訓練上適切ナル方法ヲ請シ斯ノ事業ノ振興ヲ図リ以テ聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ」とした。⁽⁴⁾

大正十五年四月十九日には勅令第七十号「青年団訓練所令」が出されそれをうけて更に詳細な文部省の省令が同年四月二十日づけで発布された。勅令は九条からなり、「心身ヲ鍛練シテ国民タルノ資質ヲ向上」することを目的とし、十六才から二十才までの男子を対象とし、修身・公民・教練、普通学科、職業科を教えた。

文部省令第十六号は青年訓練所の規定で二十条と附則からなる。四年間で、普通学科、職業科は高等小学校卒業程度とした。四年間を通じて、修身及公民科は百時間、教練四百時間、普通学科二百時間、職業科は百時間を下らないこととした。⁽⁵⁾

つぎに政府の訓令をうけた県の対応を見る。

大正五年一月二十七日の「和歌山県報号外の和歌山県訓令第一二号」

和歌山県知事、鹿子木小五郎は大正五年一月二十七日に青年会綱領を発布した。それによると、義務教育後から、徴兵適令までの青年の修養が重要で、これをおこたると、「個人将来ノ発達ニ障害を來スノミナラス義務教育ノ効果漸ク減退シテ國家ノ隆昌ト社会ノ康福トハ之レヲ期スルニ難カラントス」と、この間の教育の重要性を主張する。これまでの青年団があるが、「國運ノ伸暢ト地方ノ開発」のために一段の発展を望まなければならない。列強は国を

あげて争い、「將ニ国家ノ負担ニ任シ自治ノ運用ニ当ラントスル青年ヲシテ其精神ヲ鍛錬シ其知能ヲ啓発シ其身体ヲ強健ニセシムルカ如キ実ニ緊要」である。

「国民ノ知識道徳体格」を十分に發達さすために「青年会網領ヲ發布」するという。

「青年会網領」でつぎのように定めた。設置区域は町村であるが、土地の事情により、部落又は小学校通学区域を支会にすることができる。

目的は、青年修養ノ機關で、本旨は「教育ニ関スル勅語」、「戊申詔書」、「軍人ニ下賜セラレタル勅諭」の趣旨を「奉体シテ忠良ナル國民及健全ナル公民タル素質ヲ養成」するにある。

會員は「正直ニシテ偽ラス深ク虛言ヲ戒メ互ニ礼儀ヲ守リテ相親睦シ勤勉質素ニシテ淫逸懦弱ノ風ニ染マサランコトヲ期シ、常ニ忠孝ノ大義ヲ体シ品性ノ向上ヲ図リ、体力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知徳ヲ研キ克ク人格ノ完成ニ努メ兼テ共同自治ノ精神ヲ養フヘシ」と、忠訓愛国と儒教精神を養うこと目的とした。

會員は正會員で組織し、場合によつては客員を加えることができる。市町村に現住する尋常小学校卒業者、もしくは満十二才以上の男子で、満二十才以下のものを正會員とする。會員を年長者と年少者を區別するを適當とする時は満十五才を限度として、二部に區別することができる。高等小学校以上の程度の学校に存学するものは正會員でないことを常例とする。客員は満二十才以上満二十五才以下の男子で会長の許可を得たものとする。

修養の方法の甲は知徳の修養で、教育勅語・戊申詔書・軍人勅語の服膺は勅語奉読会、その他「式会」等あらゆる機会を利用して、聖旨の普及徹底につとむべきである。

補習教育は主として、小学校教師があたり、実科は農会技術員等適當な者があればさらによい。小学校との連絡を密接にすべきである。

土地の情況により、一所に集めにくい場合には、各支会で開き、「可成教員ノ部落在住ノ計ヲナシ十分普及セシム

ルコトヲ期スベシ」とする。

講習会・談話会を開き、比較的に閑散な時期や休日を利用して修養するよう定めた。

読書や趣味や自治の精神の涵養などをすすめている。さらに、身体の鍛錬・産業上の智能の習得、公共心の養成、慈善、貯蓄、風紀の矯正等にまでおよんでいる。

会長は市では市長、町村では小学校長、又は町村内における徳望家を常例とし、副会長は会長が嘱託し、幹事は会員中から会長が嘱託するか、会員の互選とする。

会合は年二回以上総会、毎月役員会を開き、会長が必要と認めた時は臨時に総会又は役員会を開くこととした。経費は基本金の収益、会員の勤労によつて生ずる収益をあて、不足の場合は、寄付金等をあてることができるが、他から寄付をうける時は「独立自治ノ精神ヲ損傷セサル様顧慮」することが必要とする。

会員心得は会長が、会員平素の行為の心得、地方風習の改良、会員相互の規約等、地方に適切な事項につき、別に会員心得を定めることとした。⁽⁶⁾

大正九年八月一日に「和歌山県告諭」第二号において、和歌山県知事、小原新三から、「地方青年に対する告諭」が出された。

世界の列強はおおむね、青年団を組織し、「是等諸国の青年団は實に初め模範を我が國に取りたるもの」で英國は日本に学び、米国は英國からうつし、ドイツは「日露戦後に際し、我が青年団が軍隊の後援勤務に成功せるを観て遽に之を奨励するに至りしなり」とする。

日本の青年団は諸国青年団の「祖」なりといふべく、従つて日本の青年は世界の青年に「模範を示すの意気なからず」とする。

特に日本は世界大戦のあとをうけ、「我が国民は平和克復の詔勅を奉戴し、所謂大正維新の完成に粉骨碎身すべき

秋にあたり、青年たるもの、いかで尋常一樣の覚悟を以て足れりとせんや」と日本青年の歴史的立場を主張する。さらに日本の國体を贊美し、世界の大勢に留意して、「銳意日新の修養」をつみ、有為の材となることを期するようにはすべきであるとする。

結局、「我が帝国は実に空前の重大時機に遭遇し、国民は正に國家興隆に対する一大試練に際会せるものなり」と時局の重大性を主張し、「我が青年たるものは宜しく渾身の努力を傾倒して、国家の急務に応ずるの覚悟なかるへからず」とし、「我か帝国の青年が大和魂を深く丹田に藏めて、大国民たるの修養と実現とに邁進すべきは、實に今日を措きて古往今來又他に比すへき秋のなきことを銘せよ」と、青年奮起を望んでいる。⁽⁷⁾

大正九年八月十日の「和歌山県報第七百七十一号」では郡役所・警察官署・市役所・町村役場・学校・青年会に對して、和歌山県知事、小原新三から、和歌山縣訓令第三三号が出された。

大正五年一月の青年会網領を發布し、青年団体はその組織内容の整善等見るべきものがあつた。しかし、「時勢ノ進展ト団体発達」の状況にかんがみ、「今後尚施設ヲ要スル事項尠シトセス」とし、「特ニ青年団体の本旨ニ顧ミ其組織ヲ自治的ナラシメ、団体ヲ統フル者ハ成ルヘク其団体員中ヨリ推挙セシメ從来統率ノ任ニ在リシ者ハ顧問トシテ之カ誘導ニ懈ラス提撕董陶ニ努メシメ、又土地ノ事情ニ応シ正会員の最高年令ヲ満二十五才ニ延長シ公民トシテ一層ノ修練ヲ積マシムルハ現下ニ於ケル適當ノ施設ナルベキヲ信ス」とする。ただし、この際強いてすみやかに変更を一率にしようとするのではない。地方の実況に応じ、「緩急宜キヲ制シ」、益々國体の健実なる發達を期すべきであるとする。⁽⁸⁾

大正九年十二月三日の「和歌山県報」に県訓令四十二号が、青年会等に出された。すなわち青年団代參者が明治神宮に参拝するにあたり、東宮殿下から令旨が出され、それに「副ヒ奉ルノ覺悟ナカルヘカラス」とする。⁽⁹⁾

大正十五年五月二十日の「和歌山県報」の号外は和歌山縣告諭第一号である。「勅令青年訓練所令」の公布があり、

ついで「省令青年訓練所規程」の発布があり、政府は広く国内の市町村並に適格の私人に勧奨して近く「青年訓練」を施行しようとする。本県もこれに順応して、施行細則を定め、県下に実施をすすめようとするに際し、施設の要旨を明らかにし、「有司」のむかうところをしめし、共に広く県民一般に要望する。

「国運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ在リ、青年ノ心身ヲ鍛練シテ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルコトノ緊要ナル所以ナリ」とする。義務教育修了後、正規の中学校に就学するものは一割で、青年訓練所が対象とする青年は全国を通じて、百五十万人という。

「國運ノ進展カ全國民ノ健全ナル修養ノ上に座シ然モ現代人心ノ最モ切実ナル要求ハ教育ノ機会均等ニ存シ且社會一切ノ事象ハ竟ニ人間教養ノ問題ニ帰着スルコトニ想到」するならば、「斯ノ如キ事實ノ存在ハ正ニ國運ノ消長ニ関スルコト極メテ重大ナル事項ト謂フヘシ」である。

國家がとるべき、「教育ノ方策ハ教育ノ全般的努力ノ結果ヲ正当且安全ニ收ムルノ方法ヲ請シテ渾然社會ノ進歩ト國家興隆トノ目的ニ統一シ現代人心ノ要求ニ応シテ之ヲ健実ニ導キ國民ノ資質ヲ向上シ其ノ能力ヲ伸暢シ以テ個人カ常住文化不斷ノ創造ニ寄与シ得ルヲ以テ其ノ要締ト為サ、ルベカラス」とする。

現在「邦家内外ノ情勢ハ瞬時ノ倫安ヲ容サス、且普通選挙法ノ実施目睫ノ間ニ迫レル一事実ヲ想フトキ益々一般青年ノ心身ヲ鍛錬シテ次代國民ノ資質ヲ向上セシメ以テ祖國ノ歴史的大試練ニ堪ヘ克ク其近運ヲ難局ノ裡ニ支持シ治ク憲政運用ノ宜シキヲ國民道念ノ上ニ制シテ新日本建設ノ重キニ任スル素養ヲ得セシムル喫緊ナルハ朝野ノ齊シク認ムル所タリ」と認識し、「青年訓練ノ施設ハ實ニ斯ノ事實ト必要トニ出發シ、業務ノ傍一定ノ繼續訓練ヲ斯ノ該當ノ青年ニ施シ以テ健全ナル國民善良ナル公民將又有能ナル社會人トシテ資質ヲ体得セシムルニ在リ」とする。

その結果、「國民生活ノ實質ヲ向上シ延テハ國民国防ノ充實ニ寄与スル所トナリ、由テ以テ在學期間ノ短縮セラルルニ到ラハ訓練ノ効果ト相俟チ邦家ノ機能ヲ增進スルニ資スル所亦鮮少ナラサルヘシ」と国防との關係を重視する

点は注目すべきである。

しかし、「青年訓練ノ目的ハ叙上ノ如ク専ラ青年ノ心身ヲ鍛錬シテ國民資質ノ向上ヲ期スルニ在リ、從テ其目標トスル所ハ全ク青年國民ノ完成ニ存シ其ノ範囲ハ青年修養ノ全般ニ止リ」とする。「彼ノ一部ノ唱導スルカ如キ文教ノ軍國化ニ非ラサルハ言ヲ俟タサル所其ノ特ニ教練ヲ課スル所以ノモノハ青年心身の鍛錬ヲ通シテ質実剛健ノ志氣ヲ振作シ協同奉仕ノ精神ヲ涵養シ責任ヲ尽シ規律ヲ重ンシ節制ヲ尊フノ氣風ヲ陶冶セムトスルニ在リ」と、青年教育の軍國化への批判にこたえようとしている点は注目される。

「在當期間短縮ノ如キハ偶其ノ結果ニ伴フ附隨ノ特典ニシテ固ヨリ訓練ニ対スル代償ニ非ラス訓練指導ノ地位ニ立ツ者並ニ之ヲ受クルノ位置ニ在ル者両ナカラ克ク此ノ真精神ヲ体シ一般県民亦克ク此ノ趣旨ヲ理解シ以テ其ノ嚮フ所ヲ誤ルコトナカラムコトヲ望ムヤ切ナリ」とあらかじめ青年教育の軍國化の批判を前提としている。

大きな問題を持つていてことから、青年訓練所は「設置ハ之ヲ市町村ニ強制セス青年カ之ニ入ルト否トハ亦全ク青年ノ自由ニ任セラレタリト雖然モ市町村ハ本施設カ我カ青年教育上正ニ喫緊ノ要務タルト之ニ対スル國家ノ期待亦甚タ大ナルトニ鑑ミ進ミテ之ガ設置並ニ維持ニ務メラルヘク青年各自モ亦克ク本施設ノ趣旨ヲ理解シ其ノ修養上最モ重要ナル時期ニ於テ不斷ニ心身ノ鍛錬ヲ持続スルハ各人ノ人格ヲ完成シ其ノ生活ノ充実ヲ期スルノ途ナルト共ニ祖國興隆ノ重大ナル負託ニ堪フル資質ヲ鍛成スル所以ナルヲ稽ヘ相競ウテ本施設ニ參加セラルベシ」と説得する。各青年団は青年訓練所を利用して「團員不斷ノ修養ノ具に供シ進テ其維持援助ニ努メラレムコトヲ望ム」と青年団との関係について述べている。⁽¹⁰⁾

知事は同日に詳細なる「青年訓練所令施行細則」を出した。普通学科は国語・数学・歴史・地理・理科等に関する事項、職業科は農業・商業・工業等に関する事項で教練以外は「適宜分合」して教えることができるとした。⁽¹¹⁾ 附則で大正十五年六月二十日までに所轄部長をへて知事に書類を提出すべきであるとした。

以上のごとく「青年訓練」について、県告諭第一号で、その要旨をかかげ、県令第三九号で、実施について細則を定めたが、同日、県訓令第一三号で、「特に青年訓練所青年会在郷軍人会ノ一致協同」により実績をあげることができるので青年訓練所委員の選定には特にこの点を考慮することが必要としている。⁽¹²⁾

青年訓練所の設置は大正十五年九月十日までに、三百二十六に達した。⁽¹³⁾

大正十五年九月二十八日には労務部長から東牟婁支庁長・和歌山市長・各青年団訓練所主事に対し、「青年訓練所教練実施ニ関スル件」について学第五四九号が出された。

青年訓練所教練実施について、「陸軍省側ニ於テ大ニ援助サレツ、アルハ既ニ御了知ノ事ト存候」とし、和歌山県でも、「其進度並成績ニ関シ時々視察指導セラレ度旨陸軍部側ニ対シ依頼致置候付聯隊又聯隊区ヨリ視察員罷出候節ハ十分ノ便宜ヲ計リ且ツ進ンデ指導ヲウケ益々其成績ヲ向上セシムル様御取計相成度此段及通牒候也」と、早速、⁽¹⁴⁾青年訓練所の本質をのべている点は注目すべきである。

大正十五年十月一日和歌山県報第七七号によれば、早速に大正十五年度の青年訓練所教練査閱計画表が、査閱官、場所、日割等が発表された。第一区は和歌山聯隊区司令部の陸軍歩兵大佐 水谷篤次で、歩兵六十一部隊練兵場、その他各地の補習学校・小学校等六十三訓練所で四千六百三十三名を十五日間で査閱することとなつた。第二区は四十九訓練所で、三千二百十名、第三区は陸軍歩兵中佐で海草郡・那賀郡・伊都郡で三千二百一名、第四区は陸軍歩兵少佐で、日高、西牟婁郡の一部、三十八訓練所千二百六名、第五区は陸軍歩兵中佐で、西牟婁郡・東牟婁郡の一部の六十二訓練所で、二千二十二人、第六区は歩兵少佐で、東牟婁郡三十八訓練所、千六百五名の査閱が予定されていることは、青年訓練所の軍事面が如白に重視されていたかをしめすものである。⁽¹⁵⁾

二、大正時代の青年会

「牟婁新報」大正元年十月十三日号の「自由討議」の項で、風有声居なる者が、「青年会改造論」を論じてゐる。

当時の一般的な傾向を「自治体の運用者、即ち町村当局者すら多くは其住民の利害を軽視して、甚しきは度外視してまで、県庁とか郡衙とか其筋の鼻息を窺ひ、只管其御都合許りを計いて、模範村だの優良村だのいう何がな表彰に預らうと腐心してゐるのである」と見る。

まして、青年会は「多数は其町村当局者に指導さるる各地の所謂官立青年会が其宿命上、其素質上、且つは当代の風潮として、意氣地も無ければ元氣も無く、駐在査公等の手足とさへなつて、都合のよい事ばかりにコギ使はる、に甘じ、唯もの表彰にでも有り付こうといふ、卑屈な奴隸根性を遺憾なく發揮して、青年の為めの青年会で無く、或る人々の都合の為めの青年会の觀あるは寧ろ当然の事とも言はば言ひ得べきであるか、これを漫然黙過し去る訳に行かぬ、今や青年の自覚すべ時である」ときびしい批判をしてゐるのは一般的傾向として、本質をついているものとして注目される。^{〔16〕}

さらに同月十五日にも、前回につづいて、当時の一般的政治の現状を批判し、「此現状を打破し一国に元氣を充実するもの、實に我が青年の任務である」とする。

ところが「青年が又、現今お手前頗る心細い。前にも言へる如く政論を禁じられ乍ら一言の不足も言はず、去精された駄馬の如くなつて、所謂御都合のよい事ばかりにセツセと使はれ、活動とか何とか言つて嬉しがつてるのである」と青年会の実状を批判する。

そのことについて、青年会の肝煎の多くは各地の小学校教師で、彼等は「視学あたりから吹きこまれ、官立青年会」をこしらえた。教師は胸中を職務がらいえない。「卑屈な根性」のものもないとはいえないとする。

今や「明治維新の鴻業」をついで、「大正の大業を企画すべき時である」とする。社会全般に「活発なる元氣を充

満せしめねばならぬ」。

「之れ總て青年の任務ではないか」さらに「先づ政治上に生きて、眞の活動舞台に立、官僚の横暴と政治家の無氣力、之を釀成せる今の社会を大いに改革すべきである」と前提を述べて、「活動をなすには先づ現在の官立青年会を解散し、新たに適當なる組織をなさねばならぬ。政治以外の活動は抑も末である。諸君、思はずや、明治維新は今元老が青年時代に成れるものにして、而して今や大正の維新なるを」と明治維新と同様の大正維新を主張する。⁽¹⁷⁾

前述と同じ「牟婁新報」の「自由討議」欄に、大正元年十月十七日に、浜口塵外による「青年会へ御相談」が掲載されている。それによると、青年会を発展さすために、内部的には「会員諸君の修養」で、外部的には「他の青年会の動静を知る事」とする。そのために「青年会」と題する雑誌を刊行することであるとする。西牟婁郡だけで七十有余の青年会があるので、一青年会で雑誌十部として七百部以上の勘定となり、百五十頁で十銭内外で買える。そこで、「眞面に此の問題を提出して、眞面に研究を乞ふ次第である」とする。これに續いて、「牟婁新報」の社主の柴庵が、至極よい意見であるとするが編集事務は困難であるから吾社は歓んで青年のために「青年会欄」を新設すると書いている。毎号一定の紙面を提供するから、郡内の青年会のみならず、県下・県外の青年会員が「論報を鳴らして可なり」と積極的に協力を申し出ている。⁽¹⁸⁾

大正二年一月十七日の「牟婁新報」の「自由討論」で、浜口塵外は「青年大会の開催に就て」と題して青年会の政治運動をすすめている。すなわち、近々田辺町で郡内青年会大会が開催されることになった。しかし、従来のごとく「単に植林や勤儉貯蓄を以て、唯一の目的となすに止らず、町村の自治政と交渉ある大正式新団体に改造する事は最も緊喫事」とする。

第二次桂内閣の内務大臣が地方官会議で知事に訓示したように、「地方の青年会は其の多数をたのみて良民を凌侮するが如き振舞ありとすれば、知事の指導監督を受くる迄もなく青年会自ら大に反省せなければならぬ事である」

とする。しかし、「青年会は各種の選挙に奔走する事は何故に常軌を逸すと云ひ得るのであるか」とし、青年会は青年の集団である。「現今の中の青年は次代国民の支配者として、吾々青年は各種の選挙に干係しては政治訓練を積む事は、何故に常軌を逸した行動であろうか」と内務大臣を批判する。歐米の立憲国では「可成青年団体をして選挙に奔走せしむる事を奨励しつゝあるではないか」と歐米を手本とし、これが国民の政治思想を養成し、「国家に対する責任の重大なる事を感ぜしめ、自治の念を涵養し、健全なる立憲政体の基礎を築きあげんが為に外ならないのである」とする。そして、「内務大臣こそ常軌を逸する言を弄する者ではあるまいか」と批判する。

「吾々は憲法上集会結社の自由を有するのみならず、立憲国の青年として政治の素養を積まざるべからざる義務を有して居るのである」とする。青年会員として一個人として、「選挙其の他政治に干係するは立憲国民の一員として当然の責務であると信ず」とする。近く郡内青年大会が開催されようとするに当り、「青年諸君の為に少しく気焰を吐く事如件」と結ぶ⁽¹⁹⁾。

つづいて、二月九日の同じ「自由討議」欄で、骨皮道人は「青年会私観」と題して、郡内青年大会が開催されようすることをよろこび、古今東西を問わず、「活動の中心となり、大事を成し、大革命を遂げた」のは、「少壯青年の双腕」によっていることは、明らかに「青史の挙証する」ところであるとする。現在の郡内いたるところでできた青年会は「今何事をなしつつあるか。他から引写しのゴ立派な会則の下に出来上った何々青年会が果して何事をなし得るだろうか」と疑問をなげかける。

すなわち、「商工の利益と両立せぬ、二宮宗に隨喜渴仰し報徳教を唯一の信条とし、ヤレ貯蓄、殖林生産」をとなえ、「夫も唯々之も諾々恰も去勢されたるやうな新会」が何をなしうるかと主張する。そして、かつて長野県で報徳宗を否決した「長野某聯合青年会あり、疾くに官僚政治に反抗して立てる美作青年会あり以て典範とするに足る。起つべし、起つて既得の権利とその団結力を利用し、憲法政治のため地方自治政のため、万丈の氣燄を揚げやうで

はないか」と、激をとばしている。⁽²⁰⁾

大正五年一月の牟婁新報は「玄川」の署名で、「将に開かれんとする青年大会」と題して、大正四年夏に西牟婁郡で、各町村の青年会を組織し、町村五六箇所で、青年大会を開くことにした。郡青年会成立の動機は「甚だ微弱」で、「当局者の老婆心」で、青年団体を統一して、「訓練を加へんと」したもので、「青年会自体が大活動」をするために大団体をつくろうとしたのではないと批判する。

青年をかりて、官僚思想の謳歌者たらしむるにすぎないとする。明治から大正にかけて国民は一般的に「精神的に革命しつつある」とする。「朝野両党」の対立は「国民個々の念頭に沸騰し来れる憲政思想と旧来の官僚思想との衝突である」と解釈し、「旧式なる官僚的訓練を国民に強ひんとし青年に加へんとするは為政家の根本的謬見である」と基本的にするべく批判する。

内務大臣が地方長官に訓示したり、文部大臣が中等学校長に訓示したる内容は「國民の道義心を激励せよとか」青年の立憲思想を養へとか「口では國民青年の活動、覚醒を至大の要求」としているが、統率するのには「極めて旧式なる官僚的方法を以てして、青年の手も足も出せなくするのである」と具体的な方法を批判する。

近來、内務大臣は青年会を統率する方法は必ずしも以前のように、町村長、小学校長でなくともよいと明言するが、「漸進的に目的を達成せよ」とする。「何故に無干渉と徹底的に出ぬのであるか」とする。

この時代をつぎのようにとらえてこの批判を展開しているのは注目される。御即位の大典を大正四年で「結了」した。大正五年は眞の意味の「大新政の初年なり」とする。しかも「龍に因る辰年とは何たる吉瑞ぞ、国運弥々昌んに、国威益々揚がらん、此聖世に遇へる吾徒青年の光榮は何ぞ夫れ大なる、其の内面に伴ふ責任の何ぞ夫れ重き」とし、「進取主義によりて汝の精神思想は宜しく天空海闊なるべし。無意義なる盲従を避けて、生活即ち政治の内容を充実せよ。國家発展の第一義は國民の憲政思想を涵養するに在り、青年の自覺は今を措いて他時無き也」と

て、青年大会は「青年自覚の第一声を交換すべき最も意義ある集会に非ずや」とする。⁽²¹⁾

その後、「牟婁新報」はこの大会に注目し、度々、その計画の内容を報導しているが、二月五日号には牟婁新報社主の柴庵が「郡青年大会を迎ふ」と題して批判しながら、「歓迎の辞」を述べている。

先ず青年会の真の統一を述べ、三省の本義は忠孝の本義を体すること、品性向上を図ること、体力を増進すること、実際生活に適切なる智能を磨くこと、剛健勤勉克く国家の進運を扶持する精神と氣力を養成することであるとする。しかし、実現は難しいとする。青年大会で訓示しても、大会がすめば、「何の取留めもないものになってしまふに相違ない」と述べている。

中央政府が青年会のために心配し、府県知事が、この主意を体して、郡長を督励し、郡長が町村を督励して、郡青年大会が成立したので、お祭り的のものとは違う。すくなくとも十年は継続して貰いたいとする。

政府の方針では知事が指導し、郡長が郡会長をつとめ、小学校長、もしくは町村長が青年会長もつとめて、統一ができると思考しているらしいが、形式はできても、運営は難しいとする。「官公吏中心主義よりは人格中心主義」をとるべきであると批判する。

現実には和歌山県知事や松田郡長等「人格潔き人は」至極「結構」であるが、そうでない場合は知事や郡長や町村長が礼を厚くして迎えなければならぬ程の人を会長に推薦する方が、「大いに此会を健実にする所以ではあるまいかとの議論もある」と批判をしている。さらに大切なのは青年の「自励発奮」が必要であるとする。⁽²²⁾

大正五年二月五日に西牟婁郡の青年大会が始った。それを「牟婁新報」は同年同月二月七日号で、「本郡未曾有の青年大会」の題のもとに田辺地区の大会は中学校の「講堂に張り裂くばかり遂に錦水座に移転錦水座も空前の盛況」であった。七月周参見・栗栖川、九日江住、十日川添、十一日串本町の予定である。特に田辺町は田辺付近、富田川筋の青年会員総数は三千余名で、未曾有の大会であった。

五日の大会には会員が所属の村々を出発し、会旗を押したて会場に押しよせ、「近來の壯觀にてありき」という。会場である中学校では午前九時開会の予定が十時三十五分におくれた。「君が代」を合唱、郡長が教育勅語を奉読し、ついで、下秋津青年会が表彰され、金十五円をあたえられた。

ついで郡長が大正四年九月の文部・内務両省の訓辞を骨子とした演説があり、ついで、知事が、青年の衛生知識から始めて、一、青年会は一種の補習教育である。二、青年時代は人生の中で、最も危機である。附り、英独の教育の比較をし、三、体力の養成、附り、青年教育は軍隊の予備機とする「誤想」に一言、四、青年会の三經典。教育勅語・成申詔書・軍人に下賜勅語。國民皆兵論、五、青年は自治体の主腦等について、語り、三千の聴衆は襟を正して聞いた。この後、入場できない者が不平たらたら、退場しようとした、錦水座に会場を移して、午後一時再開、来賓の毛利氏・宗教では曾我氏等々の講演があつた。

同日に牟婁新報社主の毛利柴庵の「郡青年大会所感」は牟婁郡としては青年が二千も三千も集るのは未曾有のこととで「其の動機や内容や未だ多く詮索立てするにも及ぶまい」としながら、「大正五年新春の勇ましい試みとして吾等は悦情禁じ得ぬのである」とする。⁽²³⁾

二月七日には周參見青年大会があり、会員六百名、と父兄有志千人が集り、会場から運動場まであふれた。擊劍、角力は非常に盛んに行われ、日没になつても優勝を決定できなかつた。⁽²⁴⁾

二月九日に郡青年大会が第一区田辺、第二区周參見につづいて、第三区江住の大会が、二月九日午前八時半、江住青年団が音楽隊を先頭に入場、五百の健児の外に父兄も加わり千名をこす人々が集つた。儀式や演舌の後、角力に熱中した。⁽²⁵⁾

十日には第六区市鹿野の青年大会に、数里はなれた村々から五百人の青年が集つた。儀式の後、会長代理が、青年会の目的は青年の補習教育を完了することであると、歐米の先進国にとり、「國家の盛衰は青年の士氣振否如何に

かかる」とし、日本では青年会は三万、会員二百万であるが、目的の事業を先にするか、修養を先にするか不明であつたが、昨年の内務・文部の訓令で修養を先にすべきであるとされたとし、犠牲的精神・人格・共同生活の素質、生活に必要な技能、身体鍛錬の必要等を話した。三十二人の青年弁士がいたが時間がなく五名が五分間演説をした。

第四区串本町は会員のみ八百集り、五分間演説は約十名で、余興は角力はなく、擊劍・銃槍・薩摩琵琶等した。⁽²⁶⁾

「青年会の統一」の見出しが、大正五年一月二十五日に「添村一有志談」として、村として統一するものが多い。学校側や、当局有志間では前から合併統一を唱えているが、歴史的関係からも一朝一夕にはまとまらない。幹部は統一して、大青年会館をたて、言論を盛んにし、智育の方面で大活動を期待しつつある。各部落の青年会も全然破壊するのではなく、支会とするのであるから「合体して氣脈を通じその勢力を拡張するのは歓迎すべきである」という。⁽²⁷⁾

田辺の出崎・片町の漁業青年の有信社は戒青年会と改称、大正五年十一月二十五日に盛大な発会式を開き、町長・警察署長の講演があつた。日置方面へ出漁中のものも、発動機船で迎え、会員全員（九十名）が参加した。⁽²⁸⁾

内務・文部大臣の訓令にもとづいて、大正五年一月一日の「紀伊毎日新聞」に、「和歌山県藤山理事官は語る」とし、「県下青年団統一に就て—斯の如き注意を要すと」という記事をかかげている。

一、県青年会の目的は是れで決定とする。県下の各町村の青年会は比較的普及し、相当の成績を挙げているが、しかし、従来は会員の年令等についても、三四十才の年長者もあれば、十二、三才の少年もあるという風に、何等制限されて居らぬところから、智識階級の体格の点において非常に不揃いで統一が成つて居らない。青年会の目的が不明瞭で恰も事業団体のような感を呈していた。しかし、今回の内務・文部大臣の訓令によつて、青年修養の機関という事を限定されたから、本県でも青年団を改造の必要を認め、この程その綱領を發布せられた次第であるといふ。

目的については第二条第二項にしめしている通り、「教育勅語・成申詔書および軍人勅諭の大精神の徹底を期し、健実善良なる公民たる素質を養成する」というのである。全体に関西地方の人々は「虚言を吐くことなどは一向平気の傾きがあるから、こういう点も漸次誠め軽兆隋弱の弊風を掃蕩して品性の修養・智能の啓發に努めねばならぬ」とする。

二、設置区域を如何にすべきか、として、土地の事情によつて統一至難の場合、小学校の通学区域に「青年支会」をつくることができるが、本会との連絡を密接ならしめ、その発達をはかるために「なるべく支会の独立を避けねばならぬ」とする。和歌山市では全部をあげて直ちに青年会を作ることは容易でない。そこで、「先づ、小学校の通学区域を以て支会を組織し、市長を会長に推し統一せしむる」とする。

三、何故に客員を入会せしむるか、について、十二才以上二十才以下の青年ばかりでは年令が低く、「一面智能が未だ余り発達しておらず、また体格も微弱であるがために修養の方法として行うところの事業の經營其の他につき多少遺憾なる点があろう」ということで二十才以上、二十五才以下の青年を客員とした。四、の会長として最も適任者では、各市村の徳望家がよいが、各町村で徳望家をえることは困難があるので、小学校長は実業補習学校の校長もかねておるので、最適任とする。

五の青年会の為すべき事業と経費では、各地方に適當な事業を經營すればよい。会の経費は会員の努力に待つて、独立自営の精神を養成したいという。六、どんなのを理想的青年といふかについては、「攻撃的精神を涵養し、一面礼讓という点に重き置き、徒らに小事に齟齬として勝を制せんために卑劣な行動をせざる様、而も商工業地に在りては体育方面」に留意しなければならぬ。

「他日町村自治の公民としての素質を養成する必要がある」とする。しかし、「政治等に容喙し、狂奔するが如きは大いに注意せねばならない」「産業の智能を習得せしめ、地方農村の啓發に勉めしめねばならぬ」とする。「県下

で郡青年会がないのは、海草郡と和歌山市だけであるので、一日も早く実現することを望む」、できれば「今夏県の青年会を組織したい考え方である」という。⁽²⁹⁾

「大阪朝日新聞」の大正五年二月十一日の「紀和版」に、「新衣を着けた青年団」と題して「第一期時代に入れる和歌山県下青年会」を報じている。「青年団は一の勢力である。是れを利導し、「社会公共の為に利する所鮮少ならざるは誰しも信じて疑はざる所である」が、和歌山県では久しく閑却せられていた。和歌山県には青年団に関する、「歴史的に之を討ぬべき其處に何ものも有せぬのである。現実の状態に関して之を説明すべき調査材料として、其処に何等認むべきものを持たぬのである」と批判する。青年会として県の統計に掲げられたのは漸く一・三年前のことであるという。恐らくは和歌山県当局は青年団を「ホンの若衆団体の無意義の結合としか見なかつたのである。蓋し、認められなかつたのも甚しいのである」と、県当局の青年対策を批判した。その罪の一半は「青年会の無氣力、無精神、無活動」に帰せねばならぬとする。しかし、「当局の冷淡無責任の罪を看過する事は出来ないのである」と批判する。記者は明治四十二年の二宮宗の流行とともに、青年会も自覚して、勤儉と同時に事業団体であるか、修養団体かわかりにくい状態になつたとする。内務・文部大臣の訓令によつて、青年会は修養の機関と限定され、和歌山県も、青年団体の改造を企て、網領を發布した。一郡一郡に統一し、県全体の青年会を組織しようと努力していると見る。県下で組織のないのは海草郡と和歌山市の二つだけとなつた。秋には県の青年会が組織され、新なる意義をもつて再現し、大正五年をもつて第一期時代に入つたと評価している。⁽³⁰⁾

大正五年五月十三日に第一回海草郡青年会大会が和中講堂で開れた。多数の来賓が参加し、会員約三千人が集り、教育勅語奉読、優良青年会表彰、式辞、講演、午後は相撲、擊劍・徒歩競争、歩戦等の競技があつた。知事式辞は内務部長が代読した。七千の会員を集め、参列者三千で一応成功したといえようか。「紀伊毎日新聞」の「青年大会雑感」はきびしい。先ず、大会は不整理・不統一であった。多数の来賓を招くのは大した効果はないので全廃すべ

きである。

「形式的な経文然なる式辞や漢語や英語交りの演説は百万ダラ読んだり喋ったりしても糞の役にも立ち申さぬと当局は御承知あれ」と批判している。さらに、「競技としての角力・撲劍、徒歩、歩戦は結構であるが、都會に住んで運動不足の青年には必要であろうが、朝から晩まで、満身の力をこめ、むしろ過度の運動を憂へしむる田舎青年には豪も必要を認めない机上の考へを実行されて困り入る。此等も廃して貰いたい物だ」とする。⁽³¹⁾

和歌山市青年会はようやく、大正五年五月十六日の「紀伊毎日新聞」によれば、「産氣づいたる市青年会」として、市当局、小学校長が種々協議したが、ようやく、近日準備会を開き、学務委の助勢をえて、決定する筈であるから、最初予定の二十四日の開会は覚束ないとする。会員募集は全市約四百町を市内十小学校に割当て、教員一人で二町計りを担当し、大挙して戸毎に調査し、大帳に記入し会員のものがないようにするといふ。⁽³²⁾

ようやく、和歌山市青年会が発会式をあげることができたのは大正五年十一月三日であった。三日の立太子礼の午後一時の第一号砲で、和歌山公園青年運動場で発会式を行った。会員一千名が集り、会長の和歌山市長の、教育勅語・成申詔書の捧読および式辞があり、青年会員実践要項を発表、内務部長の知事告辭の代読、第三十二旅団長等の祝辞があり、二時過ぎ閉式し、余興にうつった。和歌山市青年会員実践要目は神社を敬ひ祖先を崇ひ長上を尊長すべきこと、進んで補習教育を受け智徳の修養に勉むること、体を鍛え、武を練り豪氣雄健の気風を養ふべきこと、業を励み産を治め常に産業の発展を助けること、我が郷土を愛し、地方自治の発達に尽すべきこと、であつた⁽³³⁾。

大正六年十月頃の和歌山市青年会の現況について、和歌山市視学がつぎのように述べている。市青年会は十部落に分会を作り、役員も決定し、活動に入ろうとしている。会員は一千二百名である。正会員は十二才以上で二十才以下で、高等小学校・中等学校に行きましたは行きつつある者を除き、全く義務教育より受けない男子を入会さすの

で、比較的に少数である。正会員からは会費を徴集せず、四百名の贊助会員から年額一円ずつを徴集する。一分会の平均が四十円では事業を經營することは困難である。和歌山市の場合、業務がいろいろ違った人々がいるから、休日も一定せず、一定の日に集ることすら困難である。青年会の目的は知識の修養、身体の鍛錬、国民としての訓練の三点がある。広瀬分会では二回遠足に行き、湊分会では毎月集合して修養を試みている。

そこで、一斉に夜学を開始したいという。校庭を解放して、相撲をとらせ、月に一回会員全部を集めて、講演会をして、国民的訓練をする。年に一回は会員全部を集めて、知名士の講演、相撲、擊劍、徒步競争等を行ひ元気を出させたいと述べている。第二会市青年会の大会を十一月中旬に域内松林で開く予定である。⁽³⁴⁾

第三回海草郡青年大会は大正七年十月二十日に二千五百名が和歌山中学運動場に集り、知事代理内務部長・旅団長・聯隊付中佐等数十名も出席して実施された。教育勅語成申詔書の奉読があり、内務部長は、国民が一致協力して、勅語を奉読して、努力すべきであるとする。青年大会の本旨もそこにあるとする。旅団長は「歐州戦争の現況における所感の一節」を述べた。⁽³⁵⁾

大正八年十月に、勝田教育会主事が「県青年団の現状」という談話を発表した。日本で青年団体が勃興したのは日露戦争後で、ことに大正四年九月の文部・内務の訓令発布による。歐州大戦をみて、国民皆兵でなければならず、和歌山県でも、大正五年一月に青年団綱領を発布した。

その結果、大正八年には、海草郡で二ヶ村、西牟婁郡で三ヶ村、東牟婁郡二ヶ村の七ヶ村を除く外は、新綱令に準拠して、「改造統一」した。大正八年六月の調査によれば、青年会数二百三十、会員数三万五百二十六名、におよんだ。会長は小学校長がなっているのが多く、主事も、小学校長を推薦している。⁽³⁶⁾

第四回和歌山市青年大会は大正九年十二月一日に会員約一千名が日前国懸神社に参拝し、海草中学講堂で実施され、海草中学校長、第六十一聯隊長等の講演、会員五分間演舌等を行つた。⁽³⁷⁾

和歌山市聯合青年団は非常災変に備へるため、大正十五年に市青年団を二十六班に分つて、国民警備班を組織し、発会式をあげ、準則を発表した。それによると、和歌山市非常災要務規定に基く援助団体として、「急に備ふる平素の訓練並に左の事業も行ふため、國民警備班を組織す」という。その内容は、(イ)、交通整理および道路保護に関する助力、(ロ)、風紀衛生および夜警等に関する助力、(ハ)、火災・水難等の救護、(ニ)、各種社会事業の宣伝救助、(ホ)、児童校外保護および病傷者応急手当以上の外適当と認めたる社会奉仕事業を行つものであった。二、本団聯合各会において、満十八才以上の正会員又は客員および役員指導者中より、その会の状況に応じ、八名、及至十二名の常備員を選抜す、爾余は予備として特別非常時において総動員をなすことあるべし等を定めた。³⁸⁾

むすび

明治の日露戦争時、日本は特に外国に対し列強に伍するため、急速に国力の増強をはかり、特に軍事力の充実は重要な国策であり、青年教育に力を入れた。本稿では前稿について、大正時代の特に和歌山県の青年訓練の実体を新聞記事によつて明らかにしようとした。

当然、国の政策にもとづいて、県では具体的に実施し、各町村でどのように対応したかが問題であり、特に紀南地方の「牟婁新報」には批判的な記事が散見されるのは興味深い。各地域で必ずしも同一歩調ではなかつた点に注目したい。

和歌山県知事小原新三が大正九年八月一日に、和歌山県告諭第二で、日本の青年団は諸国青年団の「祖」で、世界の青年に模範をしめる意氣が必要とし、大正維新を完成しなければならないとする。

「牟婁新報」では、住民の利害を軽視して、県庁等の御都合のみを考えて、模範村や優良村と表彰されようとした

ていると批判する。青年のための青年会であるべきとするのは注目される。青年会の政治活動をすすめる議論もあり、青年団の訓練のための統一であるとする意見も出されている。その他、和歌山県域の場合必ずしも中央の命令に従順であつたわけではなく、批判も色々あつたことは注目される。

註

- (1) 官報第九百三十七号 大正四年九月十五日
(2) 官報第二千二百三十三号 大正九年一月十六日
(3) 官報第二千四百九十四号 大正九年十一月二十四日
(4) 官報第三千八百十三号 大正十四年五月十二日
(5) 官報第四千九十四号 大正十五年四月二十日
(6) 和歌山県報号外 大正五年一月二十七日
(7) 和歌山県報号外 大正九年八月一日
(8) 和歌山県報第七百七十一号 大正九年八月十日
(9) 和歌山県報第八百四号 大正九年十二月三日
(10) 和歌山県報号外、和歌山県告諭第一号 大正十五年五月二十日
(11) 和歌山県報号外、県令第三九号 大正十五年五月二十日
(12) 和歌山県報号外、県訓令甲第十三号 大正十五年五月二十日
(13) 和歌山県報第七十一号和歌山県告示第三十四号 大正十五年九月十日
(14) 和歌山県報第七十六号学第五四五九号 大正十五年五月二十八日
(15) 和歌山県報第七十七号 大正十五年十月一日
(16) 牟婁新報 大正元年十月十三日
(17) 牟婁新報 大正元年十月十五日
(18) 牟婁新報 大正元年十月十七日
(19) 牟婁新報 大正二年一月十七日

大正期における青年会

付記

本稿

牟婁新報	大正二年二月九日
牟婁新報	大正五年一月一日
牟婁新報	大正五年二月五日
牟婁新報	大正五年二月七日
牟婁新報	大正五年二月九日
牟婁新報	大正五年二月十三日
牟婁新報	大正五年二月二十五日
牟婁新報	大正五年十一月二十五日
紀伊毎日新聞	大正五年二月一日
大阪朝日新聞	大正五年二月三十一日
紀伊毎日新聞	大正五年五月十四日
紀伊毎日新聞	大正五年五月十六日
紀伊毎日新聞	大正五年十一月五日
紀伊毎日新聞	大正六年十月十二日
紀伊毎日新聞	大正七年十月二十一日
紀伊毎日新聞	大正八年十月九日
紀伊毎日新聞	大正九年十二月二日
大阪毎日和歌山版	大正十五年十二月一日

本稿作成にあたり、和歌山県立文書館・和歌山県立図書館・和歌山県教育史編纂室・和歌山大学紀州経済史文化史研究所の関係各位に大変お世話になつたことを心から感謝する。